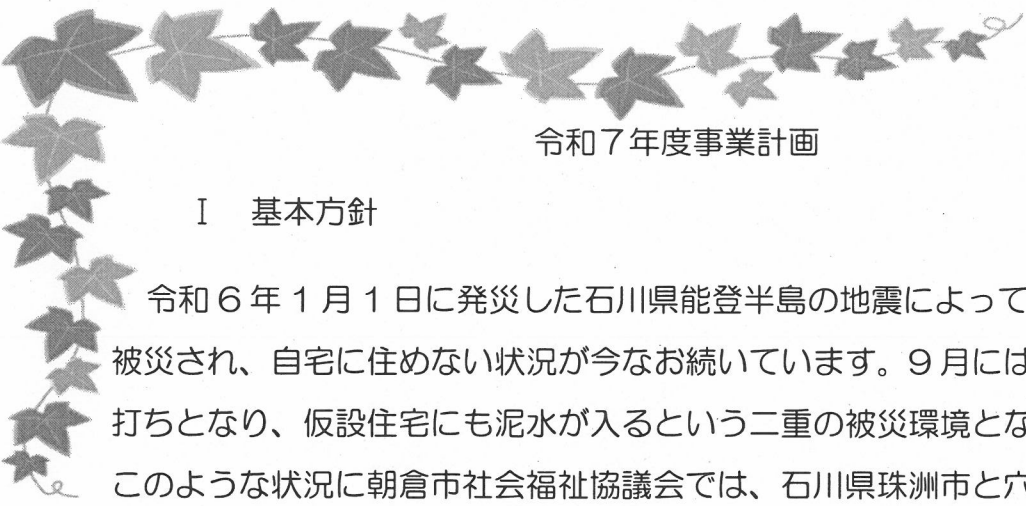


令和 7 年度 事業計画書

 社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会



令和7年度事業計画

I 基本方針

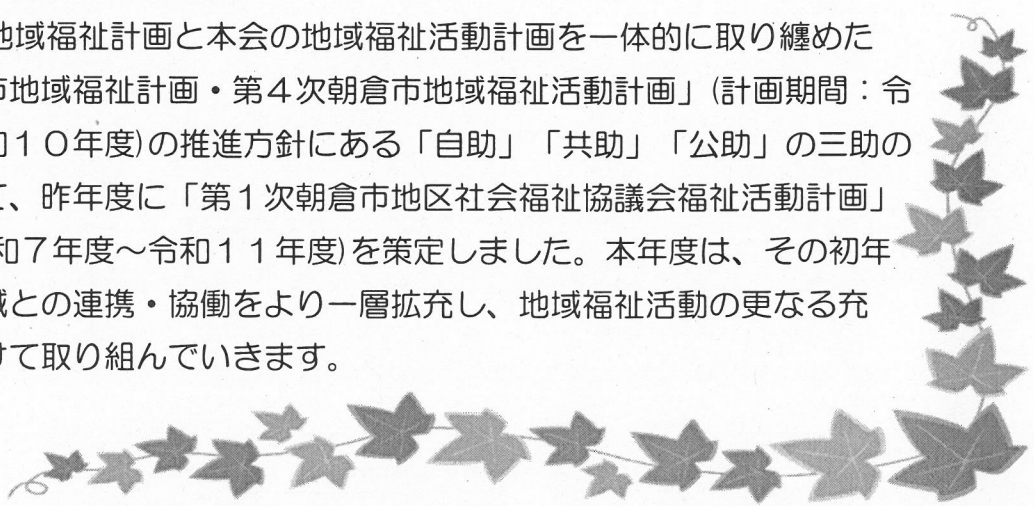
令和6年1月1日に発災した石川県能登半島の地震によって、多くの方が被災され、自宅に住めない状況が今なお続いています。9月には大雨が追い打ちとなり、仮設住宅にも泥水が入るという二重の被災環境となりました。このような状況に朝倉市社会福祉協議会では、石川県珠洲市と穴水町へ災害ボランティアセンター支援に職員4名を派遣致しました。また、皆さまからお預かりした能登半島地震災害義援金などを赤い羽根共同募金災害義援金として被災地支援ができたものと思います。1日も早い復興・復旧をお祈りいたします。

社会福祉協議会の役割が阪神・淡路大震災からボランティア元年と言われるように、被災後の支援、地域との関わりが大きく変化しています。超高齢化社会を向かえ、マンパワーやこれからの地域力がますます重要視されています。

本市においても、平成24年、29年、令和5年と豪雨災害が発生しており、また、南海トラフ地震の発生確率が高まり、今後、大規模な地震災害も想定されます。こうしたことから、被災後の災害ボランティア活動とその後の生活再建、地域復興などを住民、社協、行政などが一体的に支援できるよう令和5年度から始めた「災害時における地域力向上研修」を引き続き実施することになっています。

一方、地域共生社会を推進する上で重要な権利擁護事業については、市からの委託を受け、昨年度に「朝倉市成年後見センター」を開設しました。本年度は、更にその制度の普及・啓発に注力し、判断能力が不十分な方の意思決定支援や身上保護を進めていきます。

また、市の地域福祉計画と本会の地域福祉活動計画を一体的に取り纏めた「第2次朝倉市地域福祉計画・第4次朝倉市地域福祉活動計画」(計画期間：令和6年度～令和10年度)の推進方針にある「自助」「共助」「公助」の三助の視点を踏まえて、昨年度に「第1次朝倉市地区社会福祉協議会福祉活動計画」(計画期間：令和7年度～令和11年度)を策定しました。本年度は、その初年度であり、地域との連携・協働をより一層拡充し、地域福祉活動の更なる充実・向上に向けて取り組んでいきます。



【重点項目】

① 小地域福祉活動の推進

令和6年度に策定した「第1次朝倉市地区社会福祉協議会福祉活動計画」に基づき、地域の実情に寄り添った無理のない的確な福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）との関係を深め、ともに認め合い、支え合い、みんなで進める共生のまちづくりを進めていきます

② 成年後見制度の利用促進

令和6年度に「朝倉市成年後見センター」を市から委託され、開設いたしました。成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分ではない人の生命・身体・財産を守るための制度です。まだ、その活用が市民に浸透されていない状況にあるため、なお一層の周知を図り、中核機関として普及体制を構築し、利用促進に取り組みます。

③ 人と人、人と地域の互助の輪づくり

新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、人の行動の制限がなくなったことにより、地域のサロンや地区社協との連携を密にし、つながりある、支え合える「向こう三軒両隣」の関係づくりを進めます。

④ 親しまれ、信頼される市社協づくり

令和4年度に誕生した市社協のマスコットキャラクター『フクシー』の存在が市民の方にとって、まだ馴染みのあるものにはなっておらず、事業活動の情報発信などにフクシーを活用し、親しみのある信頼される社協づくりを目指します。

⑤ 災害に強い地域づくり

災害が頻発する昨今、「災害に強い地域づくり」を目指し、朝倉市・市社協・関係団体、ボランティア・地域住民が一体となって地域全体で活動できるよう、令和6年度に引き続き、「災害時における地域力向上研修」を開催し、防災への意識づくりやノウハウの普及に努め、非常時に備えます。

⑥ 共同募金運動の推進と配分事業の充実

ようやく新型コロナウイルスによる自粛モードから行事、イベントが解禁されたように感じますが、マスク着用、手指消毒など衛生面を留意される方も多く、共同募金街頭啓発活動においても、不特定多数の場所での啓発、募金活動にはこれからも留意いたします。

また、募金に対する考え方もさまざまですが、「わたしたちの暮らしをよくするしくみ」への理解を深めていただけるよう個人の呼びかけだけでなく、ご協力いただける企業・団体の拡大に向けて、共同募金運動の更なる推進と共同募金配分金事業の充実を図ります。



赤い羽根共同募金マスコットキャラクター
愛ちゃん 希望くん



社協マスコットキャラクター
フクシー

II 基本計画

※ (○-○-○) は、「地域福祉・活動計画体系コード表」(P 17 参照) の該当するコードを表記しています。

総務課

1. 法人運営事業 (1-(3)-①・2-(3)-①)

福岡県社会福祉協議会や両筑地区の社会福祉協議会で構成している両筑地区社会福祉協議会連絡会、県南地区の社会福祉協議会で構成している県南地区社会福祉協議会連絡会、他に 11 市の社会福祉協議会で構成している 11 市社会福祉協議会連絡会とのネットワークを深め、情報の共有を行い、より社会福祉の構築に努めます。今年度は、理事・監事・評議員ともに改選の年度であり、新たな朝倉市社会福祉協議会となります。

多くの方に社会福祉協議会事業にご賛同いただき、朝倉市社会福祉協議会を発展させていきます。

2. 社協事業の広報活動 (1-(3)-①・2-(3)-①)

社協の事業は、皆さまからの浄財により事業を遂行することができています。皆さまからご支援いただけるように本会の事業に理解を深め、ご協力いただけるように、親しみのある読みやすい広報紙「社協だより」の作成を目指し、ホームページ、フェイスブックの作成にも努めます。

3. 指定管理事業 (2-(1)-①・3-(2)-①・3-(3)-①)

朝倉及び杷木の老人福祉センター 2 か所の指定管理を引き続き、令和 7 年度から 5 年間、行政から受託いたします。

老人福祉センター設立から、現在までに増築・改修工事もありましたが、約半世紀経とうとしています。利用者に気持ちよく過ごしていただくために衛生面や空調などに気を配ってまいります。

また、令和 7 年度から老人福祉センターへの来館者を増やすため、新たな事業を計画いたします。これからも高齢者のつどいの場になりますように、努力してまいります。

4. 福祉表彰 (1-(2)-②・1-(3)-①)

朝倉市の社会福祉に多大に貢献また永年尽力された方や団体、また本会への高額寄附などによる被表彰者候補者を表彰審査会が審査し、受賞者を福祉表彰式にて表彰いたします。表彰を通じて、被表彰者、団体の活動をみなさまにお知らせし、これからのボランティア活動についても発信できるようにボランティア育成の普及に尽力します。

5. 赤い羽根共同募金事務

(1-(1)-①②・1-(2)-①②・1-(3)-①②③・2-(1)-②③・3-(1)-①②・3-(2)-①・3-(3)-①・3-(4)-①)

超高齢化、超少子化の今日、支え支えられる関係づくりが重要になってきています。赤い羽根共同募金は、地域の暮らしをよくするしくみで、戸別募金、法人募金、イベント募金や百貨店プロジェクト、自動販売機募金でご協力いただいた募金を翌年の事業に使わせていただいております。計画募金となりますので、募金のつかいみちをみなさんにご理解、ご協力いただけるようにわかりやすい啓発の活動を行っていきます。また、近年自然災害が多発しており、災害ボランティアセンターが設置されることも多くなりました。これらも赤い羽根共同募金からの支援により、運営の下支えとなっています。

共同募金朝倉市支会では、幼いときからボランティアに興味を持っていたため、市内の保育園（所）、幼稚園にご協力いただき、園児にぬりえを通じて、「赤い羽根」に馴染んでいただき、成長過程の中で、ボランティアへの理解を深めていっていただきたいと考えています。

※百貨店プロジェクトとは

寄付つき商品・企画”を販売し、売上の一部を赤い羽根共同募金に寄付することにより、地域社会に貢献する企業・団体等を募集するプロジェクトです。

1. 地域福祉活動に関すること

(1) 小地域福祉活動の推進

(1-(1)-②・1-(3)-②③・2-(1)-①②・2-(2)-①・3-(1)-①②)

身近な地域での住民のつながり・支えあい活動を推進していくため、地区社協と月1回の朝倉市地区社会福祉協議会連絡会を開催し、活動状況や情報交換を行うなど連携・協働を図り、担い手づくりや地域福祉活動の推進に努めます。また、令和6年度に策定した「第1次朝倉市地区社会福祉協議会福祉活動計画」を推進するため、地区の課題や問題点の解決に向けて地区社協ヒアリングを行い、地区の実情に合った、無理のない福祉活動を支援します。

(2) 地域福祉活動推進事業 (1-(1)-②・1-(3)-①②③・2-(1)-②)

「ともに認め合い 支え合い みんなで進める共生のまちづくり」がめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社協が行う地域福祉活動に対して助成を行います。

(3) 協働推進事業 (1-(1)-②・1-(3)-①③)

市内の地域課題に対して、課題解決のための活動を実施している、または実施する計画がある市民活動団体に対して助成を行い、住民主体の地域福祉活動を促進します。団体と本会が協働で事業を推進していくことで、柔軟性や新しい発想を活かして課題解決に取り組み、地域福祉活動の推進を図ることを目的として実施します。

2. 相談支援事業に関すること

(1) 総合相談 (2-(1)-①・3-(3)-①)

市民の日常生活上の悩みごとや心配ごとに対して、専任相談員、民生委員・児童委員、弁護士による相談事業を行います。

- ① 心配ごと相談 甘木本所、朝倉支所、杷木支所の3か所で開催します。
- ② 法律相談 弁護士による相談（月2回）を甘木本所で実施します。

※その他、司法書士会主催の司法書士相談を甘木本所で月1回、朝倉人権擁護委員協議会主催の人権相談を甘木本所、朝倉支所、杷木支所で月1回開催しています。

(2) 生活福祉資金貸付事業 (2-(1)-③)

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として、経済的、社会的基盤が不安定な低所得世帯等に対し、経済的な自立をめざし、安定した生活に結び付けることを目的に低利子又は無利子で福祉資金貸付を行います。

① 特例貸付世帯相談支援事業

生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の償還期間内において、生活困窮が続いている借受人世帯への相談支援を行います。

(3) 日常生活自立支援事業 (2-(1)-③)

社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的に、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行います。

(4) ふくおかライフレスキュー事業 (1-(3)-③・2-(1)-③)

社会福祉法人の地域の公益的な取り組みとして、生計困難者への心理的不安の軽減や公的制度、福祉サービス等への橋渡しを行うことを目的として生計困難者等に対する相談・支援を行います。

① ふくおかライフレスキュー朝倉連絡会

朝倉市社会福祉施設代表者連絡会（市内12社会福祉法人）の下部組織として、ふくおかライフレスキュー事業における支援内容報告や支援困難事例等の協議、研修などを行い社会福祉法人のネットワークづくりを推進します。

② 制服バンク

中学校を卒業された方から不要になった制服をお預かりし、必要とされる方へお渡しする事業（制服バンク）を行います。

(5) 成年後見センター運営事業 (3-(3)-②)

判断能力が十分でない認知症、知的障がい、精神障がい等のある人やその関係機関や支援者等からの相談に応じ、安心して成年後見制度が利用できるよう、関係機関と地域連携ネットワークを構築し利用促進に取り組みます。

① 広報・啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会の開催、市民や関係機関の方への広報・啓発を行います。

② 成年後見制度の利用に関する相談

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方の権利や財産を守るため、専門職員による相談事業を行います。

3. 高齢者福祉に関すること

(1) 通所型介護予防普及啓発事業 (いきいき健康クラブ) (3-(2)-①)

高齢者を対象に、介護予防を中心とした生きがい対策の取り組みとして、健康体操や栄養改善及び口腔機能などを柱として、レクリエーションや季節の行事などを楽しみながら、介護を必要としない心と体づくりをめざして、いつまでも自宅で健康に生活ができるように支援します。

(2) 外出支援サービス事業 (3-(2)-①)

通所型介護予防普及啓発事業 (いきいき健康クラブ) に参加される方を対象としてマイクロバスやコミュニティバスによる送迎を行います。

(3) 地域ミニデイサービス推進事業 (ふれあい・いきいきサロン)

(1-(2)-①・1-(3)-②・3-(2)-①)

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、自治公民館などで「ふれあい・いきいきサロン」の開催を積極的に推進するとともに、レクリエーション、健康体操や趣味活動を支援し、社会参加や介護予防に努めます。また、市内全域に「ふれあい・いきいきサロン」が設置できるように随時説明会等を行い推進します。

(4) 高齢者筋力トレーニング事業 (3-(2)-①)

高齢者の方を対象に、トレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的に3か月間(22回)実施し、介護予防及び健康管理を支援します。

(5) 健康づくりサポート事業 (3-(2)-①)

高齢者筋力トレーニング事業修了者の方を対象に、継続的にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的として実施します。

(6) 生活支援体制整備事業 (1-(1)-②・1-(3)-③)

地域の課題を共有し、その地域ならではの支えあいの仕組みづくりを地域の皆さんと一緒に考え、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域、行政、民間企業等による多様な生活支援及び介護予防サービスの提供体制を構築します。具体的には、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、地域課題や社会資源を整理し、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図り、第2層協議体運営支援業務として「生活支援コーディネーター」の活動により高齢者を支える地域づくりを進めていきます。

(7) 高齢者等地域見守り活動事業 (1-(3)-①・2-(1)-②・3-(1)-①②)

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充によって、地域福祉の向上を図ることを目的に助成を行います。

(8) ふれあい・いきいきサロン支援事業 (1-(2)-①・1-(3)-②・3-(2)-①)

住民主体で実施する「ふれあい・いきいきサロン」に対して、助成を行います。

(9) 朝倉市シニアクラブ連合会活動支援事業 (1-(3)-①)

朝倉市シニアクラブ連合会が取り組む活動に対して、助成を行います。

4. 障がい児・者福祉に関すること

(1) 地域生活支援事業 (3-(2)-①)

障がいのある方が、その有する能力や個性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目的に取り組みます。

① 奉仕員養成研修事業

○点訳奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、点訳の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を開催します。

○朗読奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、朗読の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を開催します。

○要約筆記者養成講座

聴覚障がい者の情報支援のため、要約筆記の基礎と聴覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を開催します。

② 手話奉仕員養成研修事業

○手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）

聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るために、手話奉仕員の養成講座を開催します。

○手話通訳者養成講座（通訳Ⅱ講座）

聴覚障がい者の社会生活上必要な場面での手話通訳を担う、手話通訳者の養成講座を開催します。

③ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、音訳CDを作成し、生活上必要性の高い情報（広報あさくら、社協だより、議会だより）などを定期的に提供する事業を行っています。

④ 生活訓練等事業

○視覚障がい者生活訓練事業

視覚に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○聴覚障がい者コミュニケーション情報教室

聴覚に障がいのある方を対象に、社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○身体障がい者生活訓練事業

身体に障がいのある方を対象に、社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○知的障がい者生活教室事業

知的障がいのある方を対象に、生活の基礎学習とレクリエーション等を通じて社会生活適応能力を身につける学習会及びスポーツ教室を実施します。

⑤ 自発的活動支援事業

障がい者施設等において、障がい児・者の社会復帰に関する活動に対して、相談援助・情報提供を行うボランティアの支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳、代筆、代読、音声訳等の方法により意思疎通を支援するために、手話通訳を行う者を配置します。

⑦ 移送サービス事業

一般の交通手段を利用することが困難な身体に障がいがある方に、移送サービス用自動車を運行する事業を実施します。

(2) 障がい者移動支援事業 (3-(2)-①)

視覚に障がいのある方を対象に外出の移動支援（ガイドヘルパーの派遣）を行います。

(3) 障がい児・者ボランティアワーク事業 (1-(2)-②)

市内在住の児童・生徒やボランティア、福祉に関心のある方を対象に障がい者スポーツ体験等を行い、交流を通じて障がいに対する理解を深めることを目的として実施します。

(4) 障がい児・者レクリエーション交流事業 (1-(2)-①)

市内在住の障がいのある方やその家族とボランティアとの交流をすることにより、障がいに対する理解と福祉の向上を図ることを目的として実施します。

(5) 朝倉市身体障がい者福祉協会活動支援事業 (1-(3)-①)

朝倉市身体障がい者福祉協会が取り組む活動に対して、助成を行います。

5. 児童・青少年福祉に関すること

(1) 小・中学生ボランティアスクール事業 (1-(1)-①)

小・中学生またその親子を対象に、お金の使い方を考える講座を実施します。

(2) 福祉教育指定校事業 (1-(1)-①・1-(3)-①)

市内の小・中・高校を対象として、学校でのボランティア活動や福祉学習に対する助成及び福祉教育指定校連絡会を開催します。

(3) 朝倉市母子寡婦福祉会活動支援事業 (1-(3)-①)

朝倉市母子寡婦福祉会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(4) 福祉体験学習 (1-(1)-①)

市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、車イス、高齢者疑似体験、手話学習、点字学習、アイマスクなどの体験学習での指導や講師の斡旋を行います。

6. ボランティア活動に関すること

(1) ボランティアに関する相談支援事業 (1-(2)-②・1-(3)-①②)

ボランティアコーディネーターを配置して、誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティア活動に係る情報を提供するとともに、活動のきっかけづくりや相談・支援、情報提供などの

事業を推進します。また、住民の自主的参加を促進するため、さまざまなボランティア養成講座を開催し、人材の発掘と育成に努めます。

(2) 住民福祉ボランティアのつどい事業 (1-(1)-①・1-(2)-②)

福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として、朝倉市、朝倉市シニアクラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を開催します。

(3) 福祉ボランティア育成事業 (1-(2)-②・1-(3)-①②)

福祉ボランティア活動に関心のある住民を対象に、福祉に関する各種講座を開催し、ボランティアの育成を行います。

(4) 布の絵本育成事業 (1-(3)-①)

布の絵本やおもちゃの制作・寄贈を行います。

(5) 福祉ボランティア団体支援事業 (1-(3)-①)

市内を対象に福祉を目的とした地域福祉活動を行う市社協登録福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行います。

(6) 朝倉市ボランティア連絡協議会活動支援事業 (1-(3)-①)

朝倉市ボランティア連絡協議会が取り組む活動に対して助成を行います。

7. 災害支援活動に関すること

(1) 災害ボランティアセンター事業 (3-(1)-①)

災害時に備えて、円滑な災害ボランティア活動を行うための資機材の整備や体制づくりに取り組みます。

(2) 災害備蓄倉庫の資機材管理 (3-(1)-①)

災害時において、ボランティアや地域住民が使用する資機材を保管する資機材倉庫の管理運営を行います。

(3) 災害時支援における四者連携会議 (3-(1)-①・3-(1)-2)

大規模な災害が発生した場合に備えて、円滑なボランティアセンターの開設・運営ができるように、市社協と朝倉市、朝倉青年会議所、朝倉ライオンズクラブとの協力体制を整えます。

(4) 朝倉情報共有会議 (3-(1)-①・3-(1)-2)

災害の被災者に対する支援について、ボランティア活動等で携わっている関係各機関が集まり、情報共有・意見交換を行い災害時における支援に役立てます。

(5) 災害時支援ボランティアの募集 (3-(1)-①・3-(1)-2)

災害ボランティアが必要になった場合、円滑かつ効果的な活動につなげることができるよう事前にボランティアを募集し、支援体制を整えます。

(6) 災害・防災対策事業 (3-(1)-①・3-(1)-2)

災害ボランティアセンターの運営を行うにあたり、復旧活動を円滑に行えること、かつ、その後のコミュニティ形成の視点を含め、万一の損害に備え、朝倉市・市社協・関係団体・ボランティア・地域住民が一体となって地域全体で支援活動に取り組む体制を平時から構築し、日頃から顔の見える関係づくりを行い「災害に強い地域づくり」を目的として実施します。

8. 生活支援活動に関すること

(1) 福祉機器整備事業 (3-(2)-①)

市民に貸し出す車いすなどの購入・修理や福祉体験学習に使用する福祉機器の購入や整備を行います。

(2) 福祉機器の貸出 (3-(2)-①)

車いすや遊具などの福祉機器を必要とする方へ貸出を行います。

(3) 介護・育児用品リサイクル事業 (3-(2)-①)

家庭で不要になった介護用品と育児用品を「譲りたい方」と「譲ってほしい方」との橋渡しを行い、介護・育児用品の有効活用と日常生活の利便性の向上を図ることを目的に行います。

(4) P－UP事業 (3-(2)-①)

市内に在住又は通勤・通学されている16歳以上の方を対象にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、健康増進を目的として実施します。

(5) 朝倉市保護司会活動支援事業 (1-(3)-①・3-(4)-①)

朝倉市保護司会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(6) 社会福祉士実習生受け入れ (3-(2)-①)

社会福祉士をめざす実習生を受け入れ、指導を行います。

**第2次朝倉市地域福祉計画・第4次朝倉市地域福祉活動計画
(地域福祉・活動計画)体系コード表**

基本理念		ともに認め合い 支え合い みんなで進める共生のまちづくり				
基本目標		基本方針		基本施策		体系コード
1	住民が中心に取り組む地域づくり	(1)	福祉意識の醸成	①	福祉教育の推進	1-(1)-①
				②	支え合いの心を育む住民協働	1-(1)-②
		(2)	地域づくり、交流の促進	①	地域交流の促進	1-(2)-①
				②	ボランティア活動の推進	1-(2)-②
		(3)	地域福祉活動への支援	①	関係団体への支援	1-(3)-①
				②	担い手育成	1-(3)-②
③	多様な担い手の地域福祉活動への参加			1-(3)-③		
2	包括的な相談・支援体制づくり	(1)	包括的な相談支援体制の充実	①	包括的な支援体制の構築	2-(1)-①
				②	見守り体制の強化	2-(1)-②
				③	自立支援の推進	2-(1)-③
		(2)	地域を支えるネットワークづくり	①	地域ネットワークの構築・強化	2-(2)-①
		(3)	情報発信・情報提供の充実	①	福祉に関する情報発信の充実	2-(3)-①
3	安全・安心に地域で生活できる環境づくり	(1)	安全・安心な地域づくり	①	防災活動の推進	3-(1)-①
				②	地域ぐるみの防犯活動	3-(1)-②
		(2)	福祉サービスの充実	①	福祉サービスの質的向上	3-(2)-①
		(3)	権利擁護体制の充実	①	人権擁護と虐待防止	3-(3)-①
				②	成年後見制度の利用促進	3-(3)-②
		(4)	再犯防止の推進	①	再犯防止の環境づくり	3-(4)-①